

新規就農者(研修者)助成一覧表

		紋別市		滝上町		西興部村	
		助成内容	補助率・金額	助成内容	補助率・金額	助成内容	補助率・金額
新規就農 就農者対策	入植奨励金	新規就農後	200万円	新規就農後	200万円	新規就農後	200万円
	農地保有合理化(公社営)	農用地・施設用地の貸付料に対する初期負担軽減対策。(新規就農後5カ年)	貸付料の1/2	農用地・施設用地の貸付料に対する初期負担軽減対策。(新規就農後5カ年)	貸付料の全額	農用地・施設用地の貸付料に対する初期負担軽減対策。(新規就農後5カ年)	貸付料の1/2
	農場リース事業(公社営)	農業用施設(畜舎・サイロ・草舎・農具庫等)の貸付料に対する初期負担軽減対策。(新規就農後5カ年)	貸付料の1/2	農業用施設(畜舎・サイロ・草舎・農具庫等)の貸付料に対する初期負担軽減対策。(新規就農後5カ年)	貸付料の1/4	農業用施設(畜舎・サイロ・草舎・農具庫等)の貸付料に対する初期負担軽減対策。(新規就農後5カ年)	貸付料の1/2
	固定資産税			農業経営に必要な土地・建物・償却資産に賦課される固定資産税相当額。(新規就農後5年間)	町内に有する固定資産分全額	リース事業で買受した資産についての固定資産税。(新規就農後5年間)	新規就農者の取得時から資産に課税された固定資産税額全額
	制度資金借入に対する助成			制度資金の借入額に対する補助	新規就農後5年以内に借入した借入額の1/10以内とし、上限500万円	制度資金の借入額に対する補助	公社所有の資産を取得するため借入する制度資金の1/5を補助。(上限1,000万円)
新規就農 農業研修者対策	農業研修経費	農業経営に必要とされる農業技術及び見識等の農業経営全般における習得に対する経費(最高2年間)≪研修先よりの支給もあり≫	JA 毎月 6万円 市 毎月 6万円	研修者に対する研修費(定額)研修(最高2年間)≪研修先よりの支給もあり≫	長期 JA 毎月6万円 町 毎月6万円	経営の継承を受ける6カ月を超える就農予定者研修(最大2年間)≪研修先よりの支給もあり≫	JA 毎月6万円 村 毎月6万円
	資格取得・研修会			研修生に対して	大型特殊免許取得経費 研修等参加経費		
	転居経費			転居にかかる経費実費について助成(一回限り)上限あり	長期1/2(上限5.0万円)		
	研修者用住宅	市の施設の用意有り	補助はありません	1戸建1棟	補助はありません	村の施設の用意有り	補助はありません